

白川・東白川地域公共交通活性化協議会規約・規程

平成28年6月10日施行
令和元年5月29日一部改正

- 白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約
- 白川・東白川地域公共交通活性化協議会の公開及び傍聴に関する規程
- 白川・東白川地域公共交通活性化協議会の幹事会に関する規程
- 白川・東白川地域公共交通活性化協議会の分科会及び地域部会に関する規程
- 白川・東白川地域公共交通協議会の財務に関する規程
- 白川・東白川地域公共交通活性化協議会委員等の報償費等に関する規程
- 白川町・東白川村公共交通戦略特命監の設置に関する規程

白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、白川町及び東白川村（以下「両町村」という。）における住民の生活に必要な輸送の確保又は公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、白川・東白川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を岐阜県加茂郡白川町河岐715番地、白川町役場に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項の連絡調整及び協議を実施するものとする。

- (1) 両町村における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送の必要性、態様及び利用者から収受する対価に関する事項
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 白川町長及び東白川村長

- (2) 両町村の議会がそれぞれ推薦する議員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 両町村の住民の代表及び両町村内の公共交通利用者の代表
- (6) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長又はその指名する者
- (9) 岐阜県可茂土木事務所長又はその指名する者
- (10) 岐阜県加茂警察署長又はその指名する者
- (11) 岐阜県都市建築部公共交通課長
- (12) 学識経験者
- (13) 白川町副町長及び東白川村参事
- (14) 職員
- (15) 前各号に掲げる者のほか、会長が協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、白川町長又は東白川村長（以下「首長」という。）をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 4 副会長は、会長以外の首長及び会長が指名する学識経験者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- 6 監事は、両町村の会計管理者をもって充てる。
- 7 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務施行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、協議事項、日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、第4条第3号及び第4号並びに同条第6号から第11号までに掲げる委員については、代理人を出席委員とみなす。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に座長を置き、議長とすることができる。
- 5 座長は、会長が委員の中から指名する。
- 6 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。
- 8 会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 会長は、協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるものとする。

(議決)

第9条 会議の議決方法は全会一致を原則とするが、成立しない場合には、第4条第5号の委員が町村ごとに4分の3以上、かつ、委員全体の4分の3以上の多数によ

り議決するものとする。

- 2 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、第6条第3項ただし書の規定により代理人を出席委員とみなす場合は、この限りでない。
- 3 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるときは、書面表決によって会議の議決を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

- 第11条 協議会は、申請内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の委員は、第4条に規定する構成員の中から、会長が指名する。
 - 3 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会及び地域部会)

- 第12条 協議会は、両町村ごとの案件の協議及び調整を行うため、白川町分科会及び東白川村分科会を置く。
- 2 協議会は、両町村内の地域ごとの案件を協議及び調整を行うため、分科会の下に地域部会を置くことができる。
 - 3 分科会及び地域部会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者及び当該委員以外の者で会長が委嘱する者により構成する。
 - 4 分科会及び地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の庶務は、白川町企画課において処理する。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第16条 委員等の報償及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 協議会の設立後最初の委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

白川・東白川地域公共交通活性化協議会の公開及び傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約第7条に規定する会議の公開及び傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 会長は、会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は15人とし、傍聴を希望する者は、会議開催当日の開催時刻の1時間前から30分前までの間に、受付において、傍聴者名簿に氏名を記載し、傍聴申し込みの受付を済ませなければならない。ただし報道機関については、傍聴定員の外とし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。

- 2 前項の傍聴を希望する者が定員を超えたときは、前項の受付を済ませた者の中から抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。又、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開催時刻までの間、先着順により傍聴の申し込みを受け付けるものとする。
- 3 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭とし、会議における発言の録音をしてはならない。
- 4 会長は、会議室の収容可能人数に応じて、第1項の定員を増やすことができる。

(会議の秩序の維持)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会議会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
 - (2) はちまき、たすきその他これらに類するものを着用している者
 - (3) 酒気を帯びている者
 - (4) 前各号のほか、会長が会議の運営に支障があると認める者
- 2 傍聴者は、会議会場の指定された場所に着席しなければならない。
 - 3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会長の指示に従うこと。
 - (2) 会議会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
 - (3) 写真等の撮影及び会議における発言の録音をしないこと。
 - (4) その他会議会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。
 - 4 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じるほか、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

白川・東白川地域公共交通活性化協議会の幹事会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約第11条の規定に基づき、白川・東白川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の依頼を受け、白川町及び東白川村における地域公共交通に関する事項について調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会の構成員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名
- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、幹事長の職務を代理する。
- 4 役員は、構成員の互選により選出する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、協議会の要請又は幹事長が必要に応じ、随時開催することができる。

- 2 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

所属等
白川町
東白川村
名古屋大学大学院
濃飛乗合自動車株式会社
白川タクシー株式会社
その他会長が指名する者

白川・東白川地域公共交通活性化協議会の分科会及び地域部会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約第12条の規定に基づき、白川・東白川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会及び地域部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会の依頼を受け、白川町及び東白川村それぞれの町村における地域公共交通に関する事項について協議又は調整を行うものとする。

2 地域部会は、町村内の一部の地域特有の課題及び地域ごとに取り組む方が有効と考えられる事項について、協議又は調整を行うものとする。

3 地域部会は、前項に規定する事項がない場合は、置かないことができる。

(組織)

第3条 分科会の名称及び構成員は、別表第1のとおりとする。

2 地域部会の名称及び構成員は、別表第2のとおりとする。

(分科会役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
 - (2) 副分科会長 1名
- 2 分科会長は、分科会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、分科会長の職務を代理する。
- 4 分科会役員は、それぞれ構成員の互選により選出する。

(地域部会役員)

第5条 地域部会に次の役員を置く。

- (1) 地域部会長 1名
 - (2) 副地域部会長 1名
- 2 地域部会長は、地域部会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副地域部会長は、地域部会長を補佐し、地域部会長に事故あるときは、地域部会長の職務を代理する。
- 4 地域部会役員は、それぞれ構成員の互選により選出する。

(会議)

第6条 分科会及び地域部会は、協議会の要請又は分科会長及び地域部会長が必要に応じ、随時開催することができる。

2 分科会長及び地域部会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(提出及び報告)

第7条 分科会長は、分科会及び地域部会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に諮るものとする。

2 地域部会長は、地域部会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会又は分科会に報告するものとする。

(合同会議)

第8条 複数の地域部会に共通する協議事項がある場合は、合同で会議を開催することができる。この場合において、会議の議長は当該地域部会長の互選により選出する。

2 白川町の地域部会及び東白川村分科会に共通する協議事項がある場合は、合同で会議を開催することができる。この場合において、会議の議長の選出は前項の例によるものとする。

3 前2項の会議の議長を務めた分科会長又は地域部会長は、当該会議の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 分科会及び地域部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会及び地域部会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

この規程は、令和元年5月29日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

分科会の名称	構 成 員
白川町分科会	協議会の委員の中から協議会の会長が指名する者 白川町内の住民代表又は利用者代表 その他協議会の会長が委嘱する者 東白川村公共交通担当
東白川村分科会	協議会の委員の中から協議会の会長が指名する者 東白川村内の住民代表又は利用者代表 その他協議会の会長が委嘱する者 白川町公共交通担当

別表第2 (第3条関係)

分科会の名称	地域部会の名称	構 成 員
白川町分科会	白川地区地域部会	別表第1の構成員の中から協議会の会長が指名する者 左記の地区内の住民代表又は利用者代表 その他協議会の会長が委嘱する者
	白川北地区地域部会	同上
	蘇原地区地域部会	同上
	黒川地区地域部会	同上
	佐見地区地域部会	同上

白川・東白川地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約第13条の規定に基づき、白川・東白川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、白川町企画課長をもって充てる。

3 事務局職員は、白川町企画課、白川町保健福祉課、東白川村総務課、東白川村保健福祉課及び東白川村国保診療所の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、東白川村分科会単独で行う会議に係る事務は、事務局職員のうち東白川村総務課長の職にある者が専決することができる。

白川・東白川地域公共交通協議会の財務に関する規程

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、白川町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法及び用途は、別表のとおりとする。
2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うものとし、その取扱いについては、白川町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

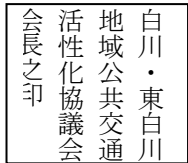
第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

この規程は、令和元年5月29日から施行する。

別表 (第6条関係)

名 称	形 状	寸 法	用 途
白川・東白川地域公共交通活性化協議会会長之印		21×21 ミリメートル	一般文書

(趣旨)

第1条 この規程は、白川・東白川地域公共交通協議会設置規約第15条の規定に基づき、白川・東白川地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。
3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。
4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに白川町長及び東白川村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。
2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
3 当該年度において臨時的かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2以外の項及び目を定めることができる。

(流用及び充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しな

なければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから、協議会の出納員を命ずる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続きは、白川町の例による。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

白川・東白川地域公共交通活性化協議会委員等の報償費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約第16条の規定に基づき、白川・東白川地域公共交通活性化協議会の委員等の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第2条 報償費は、別表第1のとおりとする。ただし、国、県、白川町及び東白川村の常勤職員（以下「行政機関の職員等」という。）並びに辞退の申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 委員に、費用弁償を支給する。ただし、行政機関の職員等及び辞退の申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、白川町の例による。

(分科会等の報償費等)

第4条 委員が分科会又は地域部会の会議に出席したときの報償費及び費用弁償は、別表第2のとおりとする。ただし、行政機関の職員等及び辞退の申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

この規程は、令和元年5月29日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	金 額
学識経験者	日額 12,000円
その他の委員	日額 6,000円
地域部会長	日額 6,000円

別表第2（第4条関係）

区 分	金 額
白川町分科会及び白川町の地域部会	白川町が非常勤の特別職職員に支給する報酬及び費用弁償の例による。
東白川村分科会	東白川村が非常勤の特別職職員に支給する報酬及び費用弁償の例による。

白川町・東白川村公共交通戦略特命監の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白川町・東白川村公共交通戦略特命監（以下「特命監」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 特命監は、白川町及び東白川村における持続可能な地域づくりの推進に関し、地域公共交通分野における専門的な立場から政策提言、施策の評価、情報提供及び指導又は助言を行う。

2 特命監は、白川・東白川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員を兼ねることができる。

(委嘱)

第3条 特命監は、白川町長及び東白川村長が連名により委嘱するものとする。

(任期)

第4条 特命監の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(報酬及び旅費)

第5条 特命監の報酬は、月額で支払うものとする。

2 特命監に旅費を支給する。この場合において、支給する旅費の額は、白川町の例による。

3 特命監の報酬及び旅費は、協議会の予算から支出する。

(庶務)

第6条 特命監に関する庶務は、協議会事務局において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年6月10日から施行する。

2 協議会の設立後最初の特命監の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。